

厚生省「介護保険緊急即応窓口」に寄せられた  
連絡等の状況（4月6日分）

- ① 受付時間は基本的に9時30分から18時。
- ② サービスが途切れるなど、緊急を要するトラブルに関する連絡はないが、事業者に対する苦情が2件利用者からあった。
- ③ 受付状況（19時00分現在）

	4/6	4/5	4/4	4/3	4/2	4/1	総計
都道府県等	15件	20件	12件	9件	15件	20件	91件
利用者等	6件	5件	4件	7件	4件	14件	40件
事業者等	4件	9件	11件	8件	4件	9件	45件
合計	25件	34件	27件	24件	23件	43件	176件

(別紙)

【都道府県等】

①ケアプラン関係 (2件)

- ・ 現在、医療保険適用ベッドに入院している要介護者が一時的にショートを利用して、その後は、また再入院するような場合、ショートを介護保険で請求可能か。
- ・ デイサービスで、6時間以上8時間未満を予定していて、実際、利用者の体調不良等により、3時間で帰った場合の請求は。

②サービス内容関係 (2件)

- ・ 2号の方で、外傷性の脳血管疾患。特定疾患には該当せず、障害者施策での対応は可能か。
- ・ 特養における、医療行為について、従前との違いはあるか。

③利用者負担関係 (2件)

- ・ 暫定ケアプラン作成の際、サービスは現物給付されるのか。
- ・ 老健において、「その他利用料」の「一律に」の解釈は。

④介護報酬関係 (9件)

- ・ 3月31日と4月1日をはさむショートの手配について。
- ・ デイサービス中に訪問看護が受けられるか。また、入院中に福祉用具貸与ができると地元新聞の報道があったが本当か。
- ・ 基本食事サービス費について、特別食の経管栄養を提供したときの算定は、2120+350+760か。
- ・ 特養入所者で3月1日～4月5日まで入院していて、退所した場合、4月6日～初期加算は算定できるか。また、通所介護と短期入所の同一日の算定は可能か。

- ・ 介護療養型医療施設の入院期間の算定方法について。
- ・ 特養で経管栄養食を提供できるか。またデイで2度食事した場合、39単位×2の算定か。
- ・ 訪問リハについて、指示書料は算定できるのか。
- ・ 訪問看護について、緊急時訪問看護加算は体制をとっているなら、全員に算定可能か。
- ・ 管理栄養士は当該施設に常勤という解釈か。

## 【利用者等】

### ①要介護認定関係（1件）

- ・ 認定調査において、不正を防ぐために、ケアマネの複数体制や監査する機関を設けるべきでは。

### ②サービス内容関係（3件）

- ・ 要介護者の兄を、高齢の母が介護してきたが、その母も要介護者になり、ショートでつないでいる。早く特養に入所させてほしい。できたら同じ施設にしてほしい。
- ・ 利用者からの苦情。訪問介護事業者から家事援助の内容（昼食に3人分のスパを茹でたこと）について契約違反であると言われたが、この事業者は現場の実態を分かっていないのではないか。
- ・ 透析のための通院介助を受けているが、ヘルパーステーションから遠いので、ヘルパーが時間に遅れたりする。

### ③利用者負担関係（1件）

- ・ 介護療養型医療施設の負担で、その他の利用料が高額にかかることはおかしい。

### ④その他（1件）

- ・ 保険料の年金天引きについての不満、及び低所得者への配慮を要望。

## 【事業者】

- ①ケアプラン関係（1件）
  - ・ 訪問診療と居宅療養管理指導は同時に行えるか。また、居宅療養管理指導はケアプランに位置づけなくてもよいか。
  
- ②利用者負担関係（1件）
  - ・ 旧措置入所者の負担額の計算について。
  
- ③介護報酬関係（1件）
  - ・ デイサービスで、経管栄養は食事加算できるのか。
  
- ④その他（1件）
  - ・ 介護保険制度の規定が細かいので、現場では苦慮している。